

補助金Q&A集

Q	どういう目的の改築工事が補助対象になりますか？
A	現在営んでいる事業の活性化を目的とした改築工事が対象になります。事業の活性化とは来店された方に「このお店のここが変わって良くなった。また来店したい」と思ってもらえることで、『店舗としての変化』が分かりやすいことが必要です。 例えば、以下の工事が対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> • お店のイメージアップのために、老朽化した壁紙を貼り替える • 座敷を撤去し、テーブルとイスを設置する • 顧客の安全性を高めるためにバリアフリー化する など
Q	エアコンや備品類は補助の対象になりますか？
A	エアコンは天井に埋め込み式のものであれば対象になります。壁掛け式は補助の対象にはなりません。また、建物に付属しない備品（机やイス等）は補助対象外です。
Q	トイレのみ単独の改装は対象になりますか？
A	『店舗としての変化』が単独ではわからないため、来客用のトイレであっても対象にはなりません。店内外、その他の工事と併せて行う場合は対象になる可能性がありますので、ご検討されている方は職員へお問い合わせください。
Q	補助対象経費50万円以上というのは、消費税等を含んだ額ですか？
A	いいえ。工事費全体から消費税を除いた額のうち、補助の対象となる経費が50万円以上である場合に申請が可能です。また、別途職員による審査がございます。
Q	確定申告をしていなくても申請できますか？
A	できません。申請時の必要書類ですので、必ず確定申告をしたうえで、直近の年度の確定申告書を提出してください。
Q	工事が予定よりも遅れ、年度内（3/31）までに終わる見込みがありません。それでも補助を受けることができますか？
A	受けられません。必ず年度内に工事を完了させ、実績報告までを年度内に行ってください。スケジュールには十分ご注意ください。
Q	工事費は同額ですが、工事業者が変更になりました。書類の修正は必要ですか？
A	必要です。交付決定の有無にかかわらず、工事の着工日までに変更承認申請書の提出が必要になります。もし工事業者や工事内容の変更を伝達せずに実績報告書類を提出した場合、補助対象経費が変更になり、補助金の交付額が減少する可能性があります。工事着工前、業者が変更になるとわかった時点で速やかに市までご報告ください。



アドバイザーとの面談予約をする時や
ご質問・ご相談など、お気軽にお電話ください!!

【お問い合わせ先】

茨木市 産業環境部 商工労政課 （茨木市駅前三丁目8番13号）
電話：072-620-1620 FAX：072-627-0289
E-mail：syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

茨木市小売店舗改築(改装)事業 リニューアル活性化事業



商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、店舗の改築（改装）工事をされる方に補助金を交付します。

1 対象事業	リニューアル活性化事業 市内事業者が、事業活動の活性化のために行う店舗改築工事				
2 補助金の内容	店舗の改装に係る工事費 <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>工事費の2分の1の金額を補助（消費税は対象外） 上限は50万円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>建物に付属しない備品類（イス、机など）は対象外 補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要 補助対象経費が50万円以上の工事であること</td> </tr> </table>	内容	工事費の2分の1の金額を補助（消費税は対象外） 上限は50万円	備考	建物に付属しない備品類（イス、机など）は対象外 補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要 補助対象経費が50万円以上の工事であること
内容	工事費の2分の1の金額を補助（消費税は対象外） 上限は50万円				
備考	建物に付属しない備品類（イス、机など）は対象外 補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要 補助対象経費が50万円以上の工事であること				
3 対象者	下記の①～⑧全てにあてはまる方を対象とします。 ①次に掲げる事業を市内で1年以上営んでいる者である。 小売業 飲食店 理美容業 療術業 ②市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。又は市内に本社若しくは本店を有する中小企業の法人で、市内で1年以上事業を営んでいる小売業者等である。 ③この補助金を受けたことがない。もしくは前回の利用から10年以上経過している。 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない。 ⑤店舗面積が200㎡未満である。 ⑥市税を滞納していない。 ⑦現在営んでいる事業について、確定申告を行っている。 ⑧その他市長が不適当と認める事業者でない。				
4 注意事項	既に工事に着工されている場合は対象外です。 下記の①～④に当てはまる場合は、補助金を交付できないことや、交付した補助金を返還していただくことがあります。 ①補助要綱に違反したとき。 ②虚偽や不正により補助を受けたり受けようとしたとき。 ③市長の承認を受けずに事業計画を変更・中止したり、事業の遂行の見込みがないとき。 ④その他市長が不適当と認められたとき。				
中小企業経営アドバイザーとの面談	曜日 月・金（週1回） ①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ 最大2時間程度 ※1回目に面談したアドバイザーが、2回目以降も担当になります。				

手続きの流れ

